

資料 1-3

令和7年度 春日井市地域防災計画（原子力災害対策計画）
新旧対照表（案）

令和7年度 春日井市地域防災計画（原子力災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画	
	第1章 活動態勢	第1章 活動態勢	
20	<p>■基本計画 (略)</p> <p>○ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと<u>ウイルスの</u>感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p>	<p>■基本計画 (略)</p> <p>○ 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
	参考資料	参考資料	
	4 各緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みについて	4 各緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みについて	
60	<p>(略)</p> <p>⑪ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u></p>	<p>(略)</p> <p>⑪ <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。</u></p>	原子力災害対策指針の改正に伴う修正